

フランス民法における人格権保護の発展 — 尊重義務の生成 — (8・完)

Le développement de la protection du droit
de la personnalité dans le droit civil français
— L'élaboration du devoir de respecter — (8)

石井智弥

目次

第1章 はじめに

第2章 フランスにおける人格権概念の起源
と展開

第1節 「人格権」概念の導入—ペローの
人格権論

(以上、50号)

第2節 人格権に関する研究

第1款 第二次大戦以前の諸説

第2款 ケゼールの人格権論

(以上、51号)

第3款 ベニエの名誉権論

第4款 概説書等における人格権の分析

第5款 小括

(以上、52号)

第3節 判例の展開

第1款 名誉

第2款 肖像

(以上、53号)

第3款 私生活

第4款 小括

第4節 判例・学説の到達点

第3章 立法の展開

第1節 民法改正草案と人格権

第2節 私生活尊重の権利

(以上、54号)

第3節 人体の尊重

第4節 立法の到達点

(以上、56号)

第4章 人格の尊重

第1節 尊重される権利

第1款 ボシール (BEAUSSIR) による
権利の分類

(以上、57号)

第2款 ボワステル (BOISTEL) の「生
来の権利」

第2節 人格と人間の尊厳

第3節 小括

第5章 結び

第2款 ボワステル (BOISTEL) の「生来の権利」¹

1. 法の原理

ボワステルは、法哲学の教科書の中で、法の原理について次のように述べている。すなわち「全ての法の原理は、人間の不可侵性にあり、この原理から法の全ての本質的性質及び本質的効果が演繹される。」²そして、人は生きた権利であり、この本質的な権利から全ての特殊な権利は演繹され、さらに人は、他者に対し自身を尊重するよう命じる道徳律によって絶対的に保護されるとした。

2. 人間の生来の権利

上記の法の原理を踏まえ、ボワステルはさらに、人間が生まれながらにして有している権利について記した。それによると、人間が生まれながらにして有している権利として、まず、人 (personne) そのものを挙げている。全ての権利は、この「人」から生じ、「人」は全ての者から絶対的に尊重されなければならないとする。具体的には、「人」の本質的な構成要素であり、人間の魂の原初的な三つの能力である知性、意思、感性に対して、尊重が実践される。知性については、真実と交わることが尊重され、真実を知ることの妨害がその侵害となる。歪められた理論や、宗教、道徳、哲学さらには政治学や社会経済学などの実践的な学問における間違いなどによって、真実を知ることが妨害されうる。それゆえ、これらの虚偽は知性への侵害となるが、取るに足らないテーマについての虚偽も、それが真実への障害となるならば、真実を知る権利への侵害であり、責められるべき行為だとする。次に、尊重される意思とは、絶対

的な善 (Bien) に賛同しようとする意思であり、それゆえ、美德を享受する意思である。この美德は、醜聞や悪意ある助言など、道徳観にもたらされる動揺によって害される。そして、感性の尊重とは、知性と意思の実践によってもたらされる満足を奪われないということであり、その満足とは、知性による美の観察、正しい意思によって与えられる道徳性の進展と内心の幸福である。これらは、内心の感情を傷つけ、心の平穩を失わせることで害される。これらの主要な権能の下で、「自然」の名で整序された権能、そして人間そのものの中に真の所有権、すなわち人が自己の権限を行使する真の領域を形成する権能が見出されるとする。さらに人は、自らに定めるべき最高の目的又はその副次的目的に達するのに役立つ、さまざまな権能の享受を妨げられない権利を有する。例えば、判断の正しさや記憶などの知的権能がそうである。総合すると、人の能力への侵害は全て有責的行為であると³。

そして、人の精神的な部分だけでなく、人体も人に奉仕する存在であるとする。機能の変化や力の減退によって人体が思うように動かなくなるのは、人の侵害であろうと述べている。人は、自己の手足及び自己の器官の働きについての完全性と自己の生命の維持に関して権利を有している⁴。

これら人の精神及び身体上権利は、その人自身への義務でもあるという。これらの権利は、人が生まれた目的を達成するのに必要な手段であるから、その放棄や譲渡は絶対に禁じられている。したがって、生命の権利という点からも、自殺と決闘は非難されるべき行為だとする⁵。

1 A.Boistel *Cours de philosophie du droit*, Paris, 1899.t.I.

2 *ibid.*,p.85.

3 *ibid.*,p.189-192.

4 *ibid.*,p.192.

3. 考 察

ボワステルの主張の特徴としては、人そのものを権利の客体として捉えていることが挙げられる。人は権利の主体であるが、同時に自身に対しての権利も有しており、その権利が尊重される権利として表れる。その内容はいずれも道徳の領域で語られるものであるが、しかしこれらは法の問題でもあり、尊重される権利として法的保護を受けるものであることが指摘された。

第2節 人格と人間の尊厳

前節で確認したように、人が「尊重される権利」の対象として位置付けられていることは、古くから論じられていた。次に、尊重の対象となる「人」、「人格」の部分に焦点をあてていく。

第1款 法益としての人格

人そのものに対する権利については、ドイツにおいて、ガーライス (Gareis)、ギールケ (Gierke)、コーラー (Kohler) などにより19世紀以降、人格権として形成されていったが⁶、フランスでの議論としては、前節で紹介した二人以外にも、ピカル (Picard) が人間そのものを対象とする法益について論じていた⁷。

ピカルは、法・権利とは人間社会の中で発現するものであるから、法・権利は人間中心的なものであるとする。その上で、人は権利の主体であるが、客体にもなるとし、「人的権利 (des droits personnels)」という表現で人を客体とする権利を示した。これらの権利は、人と結びついた性質と人の一部としての物質を客体とするとして、「肉体的存在と精

神的存在の総体として理解される人間は、その時、これらの諸権利の主体であるのと同時に客体である」と述べた⁸。

いわば、ドイツで人格権として論じられた法益をフランスでは別の表現を用いて議論してきたと考えられ、ペローによってこれらの問題は人格権として総括された⁹。表現の違いはあるが、フランスでも人そのもの、人格を権利の対象とする考え方は、古くから論じられていたことを確認することができる。ドイツでは、人間の尊厳を根拠とすることで、戦後、さらに人格権法は発展していったが、このような人間の尊厳との結びつきは、近時、フランスでも見られるようになっている。

第2款 人間の尊厳と人格権

1. 人体の尊重と人間の尊厳

第3章第3節で指摘したように、民法16条以下の「人体の尊重」に関連する条文を創設した生命倫理法の制定の際、人間の尊厳の理念がフランス法の中に明確に位置づけられた。これにより、人間の尊厳の尊重という考えが、民法の中で「人体を尊重される権利」として具体化し、民法そのものの中に「人間の尊厳」という理念が組み込まれたといえる。

これは、立法過程における憲法院の判断によって、条文の内容にこの理念は組み入れられたと考えられるが、他方で、民事の裁判例においても、「私生活を尊重される権利」では十分に救済できない人格権侵害の場合に、「人間の尊厳の尊重」という概念を通じて保護領域を拡大している事例がある。次に、そうした事件を見ていく。

5 *ibid.*,p.192-193.

6 齊藤博『人格権法の研究』（一粒社、1979年）36-48頁。

7 Picard *Le droit pur*, Paris,1919. (初版1908年)

8 *ibid.*,p.64-65.

9 フランスでの学説については、第2章第1節及び第2節参照。

2. 人間の尊厳の民事上の保護

(1) パリ大審裁判所 1995 年 2 月 1 日判決¹⁰

(i) 事実

1993 年 9 月からベネトン SPA 社 (La Sté Benetton Group SpA) が広告キャンペーンとして三つのポスターを作製し、ベネトン・ユナイテッドカラーズ社 (La Sté United colors of Benetton communication) が広告活動をした。そのポスターは裸の人の上半身、下腹部、臀部をそれぞれ写したものであるが、各部位に「HIV 陽性」と印字されていた。このキャンペーンが開始された時、同社は次のように説明していた。すなわち、これらの写真は「エイズに感染し得る経路だけでなく、一定の社会集団及び彼らの生活様式の汚点に結び付いている危険に光をあてること」を意図するものであり、「しばしば混乱して受け取られ、社会が一般に無視したがるテーマの複雑さに注意を引き付けること」を望んでいるとし、同社がすでに、さまざまな国で、反エイズ活動団体と協力して率先した活動に取り組んでいることも引き合いに出した。

これに対し、フランス反エイズ活動団体 (AFLS) は、フランス・ベネトン社がエイズ患者の利益を無視して、報道を口実に自身のブランドを宣伝しているだけだと判断し、100 万フランを損害賠償として同社に求めた¹¹。そして、AFLS は、これらの金銭を反エイズ活動団体に割り当てることを約束した。さらにこの訴訟には、4 名のエイズ患者 (X 氏、E 氏、T 氏、D 氏) が訴訟に任意参加をし、当該広告により、個人的な損害を被ったとして、賠償を求めた。この申立てについてベネトン社は、AFLS と 4 名の患者には訴えの利

益と当事者適格が欠如しているということ、及びこの事件に関係しているのはベネトン SPA 社とベネトン・ユナイテッドカラーズ社だけでありベネトン・フランス社は関係ないことを主張し、結局、1993 年 11 月 24 日のパリ大審裁判所判決で申立ては却下されることになった。しかしながら、却下の理由は特に、ベネトン・フランス社とは別法人のベネトン SPA 社とベネトン・ユナイテッドカラーズ社についての弁論が欠けていたことにあり、さらにこの判決では、訴訟参加した 4 名のうちの X 氏については、当該広告によって被害を受けたことが証明されたとして、賠償が認められ得ることを示唆した。

そこで今度は、X 氏がベネトン SPA 社とベネトン・ユナイテッドカラーズ社に対して損害賠償等の訴えを起こした。その後、E 氏及び D 氏が訴訟に任意参加し、さらに全国エイズ連盟協会 (L'association Aides fédération nationale) も任意参加した。なお、X 氏は、私生活の内密性への侵害を理由としていたが、E 氏及び D 氏は、表現の自由の行使において過失 (faute) があったとして、1382 条の不法行為の条文を根拠とした。

(ii) 判決

まず、裁判所は、X 氏の主張の根拠とされる民法第 9 条の私生活尊重の権利について、これによる保護は、個人的に侵害された場合に限られるとし、X 氏にはこうした意味での私生活侵害は証明されていないとした。これに対し、表現の自由の濫用という点に関しては、確かに思想及び意見を自由に表明する権利は憲法前文で認められているが、その使

10 D.1995,p.569.note Edelman.

11 フランスの団体訴訟については、杉原丈史「フランスにおける集団利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学 72 巻 2 号 93 頁 (1997 年)、荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟と訴訟要件—民事・刑事交錯領域での発展と法律上の授権による統制のメカニズム」法学協会雑誌 121 巻 6 号 781 頁 (2004 年) 参照。

い方が濫用的である場合には制限されるとする。そして、この事件では、人の苦しみを悪用した広告キャンペーンであるため、被告には過失があり、被害者への賠償が認められるとした。さらに「象徴的な意味が捨てきれない様々な部位に付された書き込みによって、間接的に、この恐るべき病気を人の裸体の一部と結びつけることは、ナチスの蛮行あるいは肉体への刻印を想起させ、そして特にその意味を明白にする如何なる説明文もないときには、エイズ感染の原因に非好意的な解釈を許す性質をもった、少なくとも曖昧で議論の余地のないメッセージとなる」と指摘した。

その上で、原告のX氏、E氏、D氏について、問題となっている広告で注目された病気に自身が感染していることを証明しているのので、この病気を注目的にした過失ある広告掲示は、これら原告に損害を生じさせているとして、それぞれに対し5万フランの賠償が認められた。他方、全国エイズ連盟協会については、同協会は集団利益の侵害を理由に1フランの損害賠償を請求していたが、これも認められた。さらに民事訴訟法700条¹²に基づく費用として8000フランの支払いも被告に命じられた。

(2) パリ控訴院 1996年5月28日判決

控訴院においても、X氏らの主張が認められたが、その理由づけとしては、さらに人の尊厳への侵害が挙げられた。すなわち、刺青のように刻印がなされた人間の体の断片的な

写真が人通りの多い場所や広告媒体で人目にさらされており、被害者の尊厳を貶める象徴的な烙印として、それらの写真は使われている、とした。そして、このような行為は、表現の自由の濫用であると判示した¹³。

(3) 考察

上記二つの判決は、両方ともベルナル・エデルマン (Bernard Edelman) によって評釈されている。

まず、第一審判決については、排除・差別による人間の尊厳の毀損を指摘する。差別は、排除を生じさせる区別に向かうことから、尊厳への侵害を構成する。そして、エイズという病気を非人間化の過程として表すことで、エイズ患者はもはや人間ではなく、良心の呵責なく、人から排除されてしまうとする。このようなメカニズムは、人間を動物に近づける発想であり、下位のグループの人間を創り出すことになる。さらに、このような文脈の中で、民法16条以下に規定された「人体の尊重の権利」の意義についても言及した¹⁴。次に、控訴審判決についても、表現の自由の問題と並んで、人間の尊厳に関する記述をしている。問題となった広告により人間の尊厳が毀損され、原告らに精神的損害を生じさせていると判示したことについて、控訴院は重要な判断を下したと評している¹⁵。

また、エデルマンは、別の文献においても、今回の事件を1995年10月27日のコンセイユ・デタの事例「小人投げ事件」¹⁶と並ぶ代

12 フランス民事訴訟法700条「当事者の一方によって支出された費用で、訴訟費用に含まれないものについては、その当事者に負担させることが不公平と思われる場合、裁判官はその定める額をその当事者に支払うよう他方当事者に命じることができる。」この規定の訴訟費用に含まれない費用の代表例は、弁護士の弁論報酬だとされる (司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』(法曹会、1993年)237頁以下)。

13 D.1996,p.617. note Edelman.

14 D.1995,p.572.

15 D.1996,p.619.

表的な判決として紹介しており¹⁷、少なくとも民事においては、この事件が人間の尊厳の保護のリーディングケースとして位置付けられるだろう¹⁸。

第3節 小括

フランスでは、学説上、人そのものを権利の対象とする人格権は、他者に尊重を要求する権利として論じられていた。「人格権」という表現ではないが、名誉、自由、生命などの法益の保護に関して、ボシールやボワステルは尊重を他者に義務付ける権利として構成している。その後、ペローによって、これらの法益はフランスでも人格権として結実することになった。ルビエ (Roubier) も1963年の著書『主観的権利と法的地位』において、人格権に関する記述の中で、人格権に関する論争は、人に払われるべき尊重の考えの周辺でなされているとし、人の個性の尊重、人の身体的完全性の尊重、人の精神的価値の尊重の三つを挙げた¹⁹。

この人格権の依拠する考えは、人間の尊厳の尊重にあり、立法及び判例上も、人格権保護において人間の尊厳の尊重は登場する。1994年の一連の生命倫理法案に対する憲法院の判断以降、人間の尊厳概念がフランス法の中に浸透し、人格権保護においても人間の尊厳の尊重という理念が影響を及ぼしていった。こうした人間の尊厳との結びつきは、人

格権が全ての人に備わっていることを裏付けるものである。そして全ての人に人格権が備わっている、ということは、全ての人に他者の人格を尊重する義務があるということでもある。ここに、人格権の真の姿が見出される。人格権とは人格の相互尊重義務であり、人格権侵害とはこの相互尊重義務の違反ということになる。

第5章 結び

以上、フランスでの人格権に関する議論を学説、判例、立法の側面から考察し、フランスの人格権法の概要を見てきた。これらのことから、結論として以下のことを指摘したい。

第1節 人格権の根拠

第1款 憲法と人格権

日本では、人格権の根拠を憲法に求める考えが有力であり²⁰、判例上も例えば北方ジャーナル事件では「人格権としての個人の名誉の保護（憲法一三条）」²¹という表現が用いられ、最近の下級審裁判例においても「人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。」²²と判示されている。このことはドイツにおいても

16 CE.Ass., 27 octobre 1995, Commune de Morsang-sur-Orge, Rec., p.372. これについては、第3章第3節第1款2(3)参照。

17 Bernard Edelman, "La dignité de la personne humaine, un concept nouveau" D.1997, Chron.185. n°20.

18 Marie-Luce Pavia *La dignité de la personne humaine*, dans Marie-Anne Frison-Roche, Thierry Revet (sous la direction de), *Libertés et droits fondamentaux*, n°250. においても、人間の尊厳の理念が適用された民事事件として紹介されている。

19 P.Roubier *Droits subjectifs et situations juridiques*, Paris, 1963, n°44.

20 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）16-17頁。

21 最大判昭和61年6月11日民集40巻4号877頁。

22 福井地判平成26年5月21日（大飯原発3、4号機運転差止請求事件）。

同様であり、第二次大戦後のボン基本法第1条1項の「人間の尊厳の不可侵性」及び第2条1項の「人格の自由な発展」を根拠にして、一般的人格権が承認され、判例上人格権保護が飛躍的に発展していった。このようなドイツでの法発展が日本に大きな影響を与えたものと思われる。

これに対しフランスでは、人格権の根拠を憲法に求めてはいない。学説においては、精神的な利益や生命、身体、健康などの身体的な利益などの非財産的法益を体系的に論じる上で、人格権概念が用いられてきた。近年においては、「人間の尊厳の尊重」という理念と融合し、判例及び立法でもこの理念を踏まえた人格権保護が図られている。ただし、この理念は憲法から派生し、民法にも及んで行ったのではなく、この理念自体は憲法及び民法の上に存在し、それがそれぞれに流れ込んでいる、という思考形式だと考えられる²³。したがって、人格権の保護は民法自身にその根拠が見いだされている。

第2款 民法上の根拠規定

では民法上の根拠規定についてであるが、これは9条（「全ての人は自己の私生活を尊重される権利を有する。」）及び16条以下の

諸規定、特に16条（「法律は人の優位性を確保し、人の尊厳に対するあらゆる侵害を禁じ、生命の始まりから人間の尊重を保障する。」）と16-1条（「全ての人は自己の身体を尊重される権利を有する。」）が該当する。私生活をはじめ、肖像や名誉の保護においても、9条は引き合いに出される。名誉の保護については、従来、1881年の出版自由法の適用領域とされ、民法1382条の不法行為も適用されないとされてきたが、報道による名誉侵害の場合でも、それが表現の自由の濫用による私生活侵害と評価されるならば、9条の問題とされ、民法の適用を受けるようになった。一方、生命、身体、健康などの人体上の法益については、16条以下の規定が人体への侵害を詳細にカバーしているため、これらの規定が諸々の身体への侵襲に対処されることになる。

さらに注目すべき点として、9条は1970年に、16条以下の規定は1994年に登場したが、これらの条文が創設される以前においても、判例は人格的利益の保護について憲法の基本権に言及していない、ということが挙げられる。とりわけ私生活侵害に関しては、1970年の立法以前から、判例が9条の内容の下書きとなる理論を作り上げていたが、そ

23 これについては、すでに星野英一博士によって指摘されている。星野博士は、「人権は憲法にだけ認められており、それが私人間にも適用されるというよりは、基本的な法律の原理があって、それが憲法においては国家に対する権利として、民法においては私人に対する権利として存在する」という考え方を示し、「民法はいわゆる市民社会というか、私人間の法として現代社会の基本的なあり方を規定しており…、憲法は国の基本的なあり方と、国と私人間の関係を規律し」、それぞれにおいて人権という価値が認められているとする。そうした点で、憲法と民法は日本の法体系上明らかに上下関係があるとしても、「それらの認めている実質的な価値は人権を中心にする同じもので、各領域においてその価値が実現されている」と考えるべきだとし（星野英一『民法のもう一つの学び方 補訂版』（有斐閣、2006年）27頁以下）、こうした考え方は「フランスにおけるように、人権宣言が根本にあって、そこにおける（基本的）人権の保護の要請が日本流にいう憲法と民法の両者において実現されるべきものとする発想」と述べている（同「自衛官合祀訴訟の民法上の諸問題」法学教室96号12頁（23頁）（1988年））。その他、憲法学においても高橋和之『『憲法上の人権』の効力は私人間に及ばない』ジュリスト1245号137頁以下（2003年）によって指摘されている。

こでも、基本的人権への言及は見られない。

それゆえ、人格権は民法そのものに根源を持ち、憲法を超越した「自然権的な人権」の内容がすでに民法自体に入っている、という考えが、フランス法の状況から導き出されるだろう。このことは、ドイツ法の強い影響下にある日本の人格権理論に対し、貴重な示唆を与えるものと言えよう。ドイツでは、民法の規定上、人格権の一般的な保護には憲法の規定を持ち出さなければならなかったが、一方フランスでは、憲法の規定を持ち出すまでもなく、民法そのものに人間の尊厳の尊重などの人権に関する基本的価値が含まれていたため、人格権侵害に相当する不法行為も憲法に依拠することなく処理している。日本においても従来、憲法の人権規定に依拠したドイツ型の人格権保護が図られてきたが、このような紛争解決方法は必然的なものではない。人格権保護は「人間の尊厳の尊重」という理念に裏打ちされており、これは「互いに相手の人格を尊重しなければならない」という「人格の相互尊重」という義務として現れる。この義務は全ての人に課されており、その義務違反が人格権侵害を構成する。生得的権利の問題は憲法の人権規定だけの話ではなく、民法によって当然保護の対象になるものであり、人権規定を持ち出すまでもなく、人格の不可侵、人格の尊重も民法理論の中にその根拠を見出すことができる。人格権侵害に代表される私人間での人間の尊厳の毀損についても、憲法を持ち出すことなく、民法の中で独自に解決することが可能となろう。

第2節 人の法としての人格権

上記のようにフランスでは人格権の根拠が民法に内在していると考えているが、これについては、日本との比較法上、特筆すべき点

がさらにある。それは、不法行為の規定の中にその根拠を求めたのではなく、また判例・学説上も、人格権の問題を不法行為の一事例として捉えていない、ということである。すなわち、民法典の「財産取得」の編ではなく「人」の編で扱っている。

私生活や肖像などの精神的な人格的利益の侵害の場合、まず引き合いに出されるのは9条の規定である。9条には2項において救済手段が規定されており、損害賠償の他、侵害の防止及び中止に適したあらゆる措置の命令を裁判官に認めているが、損害賠償の要件については言及されていない。そのため、1382条の不法行為の規定との関係が問題となるが、破毀院は「民法典第9条により、私的生活への侵害だけで賠償の権利は生じる」と判示するだけであった。しかしながら、1382条の場合よりも要件は緩和されているとみることではできるので、そこに9条の独自性が見出される。こうしたことから、精神的な人格的利益の侵害においては、私生活侵害として構成し9条を適用する方向に進んでいると考えられる。さらに、従来、刑事法の問題と考えられてきた無罪推定の原則についても、9-1条で「全ての者は無罪推定を尊重される権利を有する」と規定され、民法上の問題として位置付けられている。これは報道被害の人格権侵害において論じられる問題であり、日本では名誉毀損の不法行為として扱われるが²⁴、フランスでは私生活侵害に関連する事柄として、9条の次に規定が設けられている。

他方、16条以下の諸規定についても、不法行為の事例となりうる生命・身体・健康への侵害といった人体の尊重・不可侵性の問題以外に、遺伝子操作やクローン人間に代表される優生学上の諸問題、遺伝子検査、代理出

24 日本とフランスの無罪推定の原則に関する民事上の取り扱いについては、拙稿「民法における無罪推定の原則—フランス民法9-1条からの示唆—」茨城大学政経学会雑誌第81号（2012年）参照。

産等の生殖介助など、生命倫理に関わってくる課題をこの中に包含している。こうした生命倫理に関する内容を民法に規定している点から、フランスでは民法に重大な役割を期待していることが窺われる。民法は私法の一般法として位置付けられるが、さらに社会の基本法として、社会生活上の根本規範とみるならば、社会生活において問題となりうる生命倫理は、民法の適用領域となるだろう。そして人格権との関係で言えば、生命・身体・健康は、人種の改良や遺伝子操作によっても脅かされうるので、不法行為となる事例以外でも、これら法益の保護は必要とされる。生命倫理に関わる法律問題を人間の尊厳の尊重の適用と捉え、人格権法に吸収することで、社会規範として生命倫理を論じている。

以上のような根拠規定の位置付けは、人格の尊重という理念のもと、人（*personne*）の問題として、人間の存在そのものに起因する法益として人格権を捉えていることを示している。

第3節 人格尊重義務

そして、人の法として位置付けられた人格権は、その具体的内容を「互いに人格を尊重することを義務づける」とすることで展開していった。これは現行フランス民法9条1項「全ての人は自己の私生活を尊重される権利を有する。」や16条「法律は人（*personne*）の優位性を確保し、その尊厳に対するあらゆる侵害を禁じ、生命の始まりから人間の尊重を保障する」の文言に見られるような、表現上の問題に止まらない。人格権概念がフランスで語られる以前から、尊重の義務は論じられ、人格権概念を導き入れたペロー以降、人格の尊重は人格権保護の基礎理念として、学説上取り上げられてきた。例えばフジュロル（Fougerol）は、1913年の肖像権に関する研究において、ペローの説を援用し、肖像権の性質を考察している。人格権は、個人を家族

の成員として尊重すること、社会の成員として尊重すること、個人そのものとして尊重すること、というこれら三つの考えにそれぞれ帰着し、この最後の性質において、法律は、個人が自由に個人の活動を発展させることを可能にさせながら、個人に存在し行為するための基本的条件を保障しているとしている。そして肖像権を個人の自由の帰結として捉え、人の容貌はその人の思うように自由に利用されるものであり、許可なく人の顔を複製し広めることは、その人の人格、その人の意思への侵害であると考えた。ルビエも同様に1人の個性の尊重、人の身体的完全性の尊重、人の精神的価値の尊重の三つを挙げた。さらにベニエは1995年の名誉に関する研究において、「人を殺してはいけない」という本来的な禁止が存在するのと同様に、「他人の名誉を尊重する義務」が存在すると述べている。

第4節 日本法への示唆

最後に、フランス人格権法の研究から、日本法への示唆をまとめると、以下のようになるだろう。

日本での人格権をめぐる議論は、当然のごとく憲法の人権規定と結びつけて論じられているが、人間の尊厳の尊重を全ての法の上位にある概念と捉え、憲法を国家の基本法、民法を社会の基本と見るならば、人格権の根拠も民法に内在するものと考えることができ、従来の議論に違った視点を与えることができる。また、このことは人格権を、不法行為の保護法益の一つとの位置付けから脱却させ、民法の基本原理の一つへと高める。そして人格権の本質を「人格の相互尊重義務」と考えることで、民法の基本原理である人格権は、民法のあらゆる場面で機能し、社会生活上の行為規範としてその存在は再認識されることになるだろう。